

現場の「解釈合ってる？やり方あってる？」の疑問にプロの税理士が答える

インボイス制度の 攻略ガイド



監修者

アクタス税理士法人 代表社員
税理士 加藤幸人





インボイス制度は結局どう変わったの？ 令和5年度 税制改正のおさらい

登録制度の見直しと手続きの柔軟化

- ☑ 令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は10月1日から登録を受けることが可能。
- ☑ 令和5年10月2日以降に登録を受ける場合、令和11年9月30日に属する課税期間に登録の場合は、登録申請の提出から15日以降に登録可能。
- ☑ 翌課税期間の初日からインボイス発行事業者の登録を取りやめる場合は、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日に提出する。

少額な返還インボイスの交付義務免除

- ☑ 値引き、返品、割戻しがあった場合には、原則は返還インボイスの交付義務がある。
- ☑ 金額が税込1万円未満の場合には、返還インボイスの交付義務が免除される。
- ☑ 売り手が負担する振込手数料相当額は、通常、1万円未満であり、売上値引きとして処理している場合は返還インボイスは不要。



インボイス制度は結局どう変わったの？ 令和5年度 税制改正のおさらい

少額特例

- ☑ 税込1万円未満の課税仕入について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能になる。
- ☑ 適用対象者は、基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者で、対象期間は令和5年10月1日から令和11年9月30日まで。

2割特例

- ☑ インボイス制度を機にインボイス発行事業者として課税事業者に転換する場合の納付税額の特例。
- ☑ 特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなる。
- ☑ 事前の届出は不要であり、一般課税、簡易課税のどちらを選択していても適用可能。



売り手の人が知っておきたい インボイス制度の実務対応

STEP 01

適格請求書発行事業者の 登録申請

令和5年9月30日までに納税地の税務署長に登録申請書を提出します。

10月2日以降に申請する場合は、課税事業者に転換したい日より15日前に申請することで、希望日に課税事業者になれます。

STEP 02

インボイスの発行準備

適格請求書の様式は、法令等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、その名称は問われないとされています。

また、1つの書類のみで全ての記載事項を満たしていなくても、「①交付された書類の相互の関連が明確である」「②交付された事業者が内容を適正に認識できる」場合には、複数の書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになります。

STEP 03

消費税額の端数処理

インボイスに記載する消費税額の端数処理は、8%と10%の税率ごとに、それぞれ合計金額に対して1回の端数処理を行い、消費税額を算出します。

これまで、納品書単位や伝票単位で消費税額の端数処理を行っていた場合は、1インボイス（適格請求書）単位で、8%、10%の計算をする必要があります。

また、端数処理の方法は、切り上げ、切り捨て、四捨五入から任意の方法を選択できます。



買い手の人を知っておきたい インボイス制度の実務対応

STEP
01

STEP
02

STEP
03

帳簿及び適格請求書の保存

取引の一定項目を記載した帳簿と、発行された適格請求書を保存することで、仕入税額控除の要件をクリアできます。

ただし、3万円未満の公共交通機関や自動販売機で購入した商品などは、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています。

免税事業者との取引の経理処理

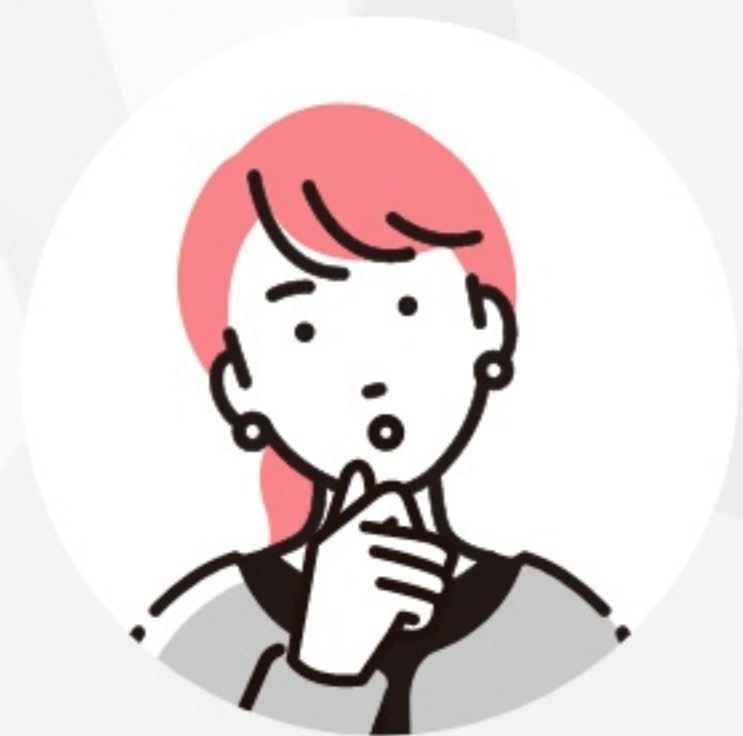
免税事業者の売り手と取引を行う場合、令和8年9月30日までの3年間は、80%の仕入税額控除が可能です。

実際の経理処理では、消費税込みで1,100円の商品を購入した場合、商品代が1,020円、仮払消費税が80円となります。

登録番号の突き合わせ

適格請求書に記載されている登録者番号が正しいかどうか、国税庁のWebサイトに記載されている「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認します。特に新規で取引を行う場合に注意しておく必要があります。

インボイス制度の疑問①



Q. 免税事業者との取引の場合、経理処理はどう変わるのですか？



加藤 幸人氏

A. **80%控除期間の場合、仮払消費税の20%が本体価格に上乗せされることになり、**
下記例の場合は実質20円のコストアップになります。

課税事業者のタクシーに乗った場合

借方		貸方	
旅費交通費	1,000円	現金	1,100円
仮払消費税	100円		

免税事業者のタクシーに乗った場合

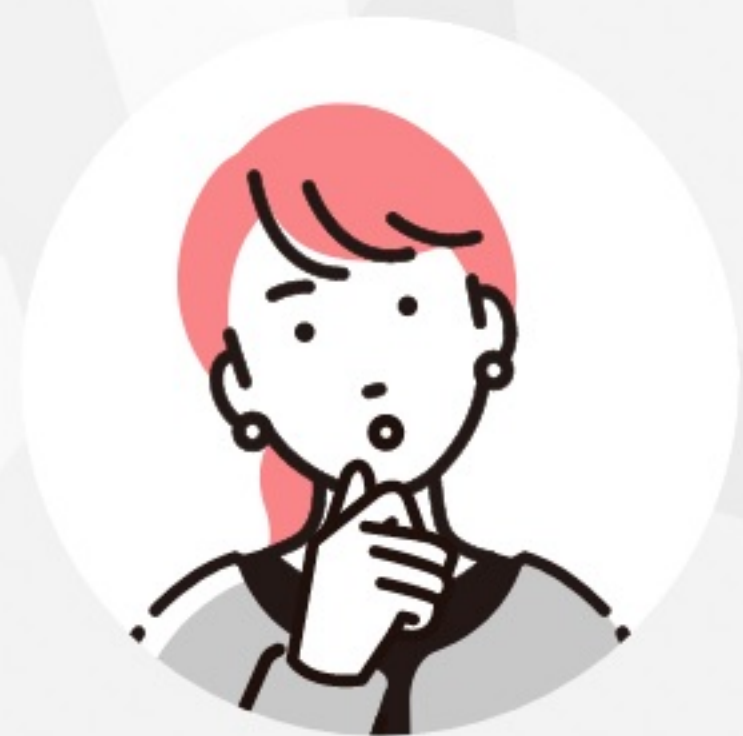
借方		貸方	
旅費交通費	1,020円	現金	1,100円
仮払消費税	80円		

(令和5年10月1日～令和8年9月30日までの80%控除期間)

経過措置を適用できる期間と割合

令和5年10月1日～令和8年9月30日 : 仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日 : 仕入税額相当額の50%
令和11年10月1日以降 : 控除不可

インボイス制度の疑問②



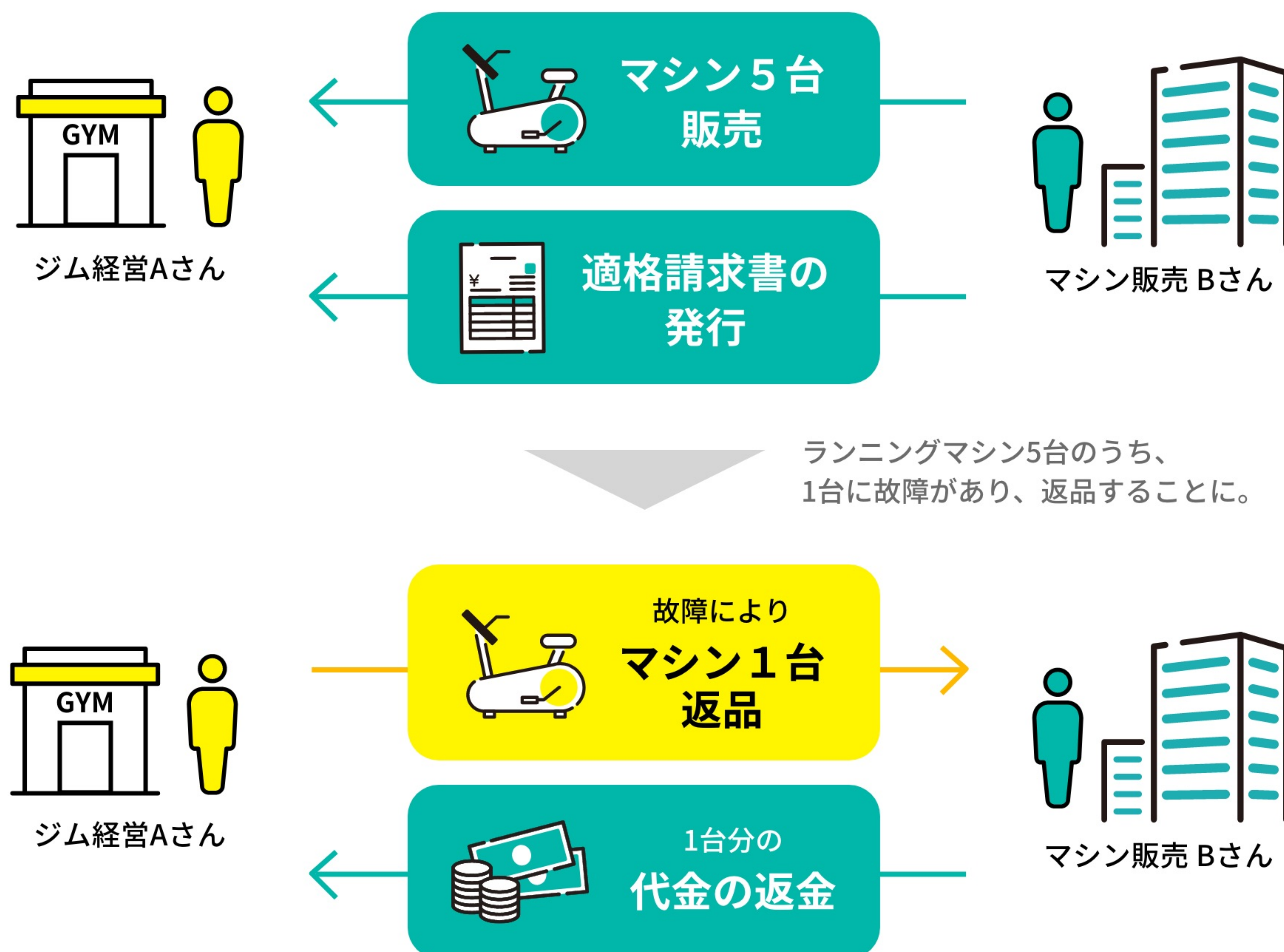
Q. 値引きや返品があった場合はどうすればいいですか？



加藤 幸人氏

A. 値引きや商品の返品、割戻しなど、
売上に係る対価の返還等を行う場合は、**返還インボイスの交付義務があります。**

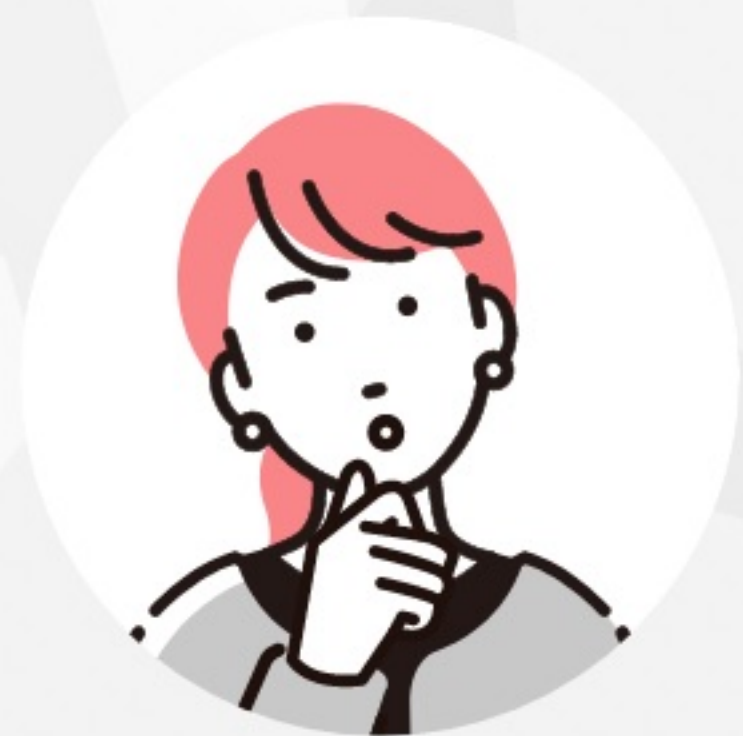
返還インボイスが必要になるケース



以下の品目に対する 返還インボイスを交付

品目	単価	数量	金額
返品 ランニングマシン	▲150,000円	1	▲150,000円

インボイス制度の疑問③



Q. 売り手が負担する振込手数料も返還インボイスの対象ですか？



加藤 幸人氏

A. 振込手数料相当額を売上値引きとして処理する場合、返還インボイスの交付が免除されます。

売掛金10,000円の回収にあたり振込手数料相当額の440円が差し引かれ、9,560円が振り込まれた場合

買手側

借方		貸方	
買掛金	10,000円	普通預金	10,000円

売手に9,560円振り込み、銀行に440円支払う。
銀行に対する振込手数料の領収書を所有している。

売手側

借方		貸方	
普通預金	9,560円	売掛金	10,000円
支払手数料 (課税仕入10%)	440円		

売手は銀行の領収書を持っていない。
適格請求書の保存がなければ仕入税額控除が受けられない。

この場合の440円を、消費税において売上値引きとして処理すれば、1万円未満のため返還インボイスは不要です。

会計上は「支払い手数料」として、消費税は「売上返還」として処理することも可能です。

インボイス対応は経理業務のDXで大幅に効率化できる！

電子化で効率化できる業務フロー

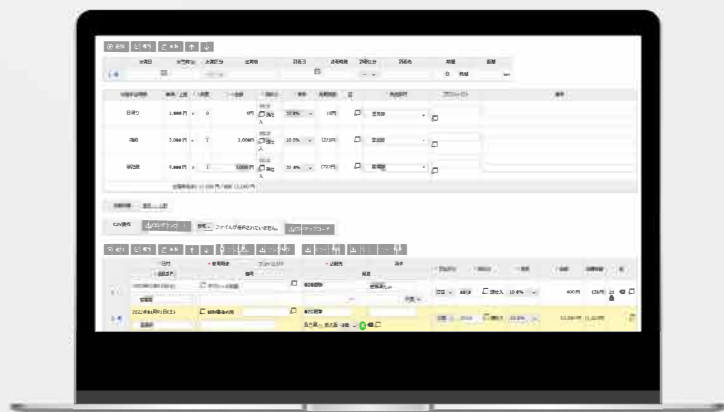
売手側のインボイス対応



買手側のインボイス対応



買い手のインボイス対応は、OZO3経費で効率化できます!



OZO3経費のインボイス対応機能

- ☑ 事業者番号を読み取り自動で適格請求書発行事業者か判別
- ☑ 適格請求書の記載内容をAI-OCRで読み取り瞬時にデータ化
- ☑ 適格請求書のデータをワークフローでそのまま申請可能
- ☑ 電子帳簿保存法に対応した適格請求書の保存が可能

インボイス制度や電子帳簿保存法の対応にお困りの際は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 製品サイトのお問い合わせフォームが開きます。